

栃木県医師会 会長 高島 三喜 様

2008年1月16日

日本共産党栃木県委員会

委員長 木塚 孟

国会議員団栃木事務所長

小池 一徳

栃木県議会議員 野村 節子

後期高齢者医療制度の中止を求める運動についての申し入れ

貴医師会におかれましては、日夜県民のいのちと健康の保持のために奮闘されていることに心より敬意を表します。国の医療費抑制政策のもと、国民がまともな医療を受けられなくなるような制度改悪が続いています。そのなかでも後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を扶養家族から切り離し、別の保険に加入させ、月額5800円もの保険料を納めさせるもので、滞納すると保険証が取り上げられてしまい医者にかかれなくなります。また75歳以上の患者の診療報酬が別立てになるため、医療機関が手厚い治療を行うと赤字になるという矛盾が押しつけられることとなります。患者とその家族、医療機関への新たな負担増をしいる制度をこのまま進めさせるわけにはいきません。

全国の地方議会の四分の一にあたる13県と452の市区町村議会で「見直し・中止」を求める意見書が採択されるなど、国民の怒りと世論が広がっています。残念なことに栃木県議会では、同様の意見書の採択を主張したのは日本共産党だけで、自民党、公明・新生クラブ、県民ネット21、無所属県民クラブによって不採択にされました。栃木市議会では採択されました。

日本共産党は、なんとしても4月からの実施を中止させるために、国会でのとりくみとともに、栃木県民にこの制度の問題点を知らせる宣伝活動と諸団体への申し入れ、署名運動などにとりくんでおります。貴医師会としても後期高齢者医療制度を中止させるために協力共同の立場でご尽力くださいますようお願いいたします。

事務所

〒321-0167 宇都宮市東浦町21-12

日本共産党栃木県委員会

電話028-658-4302